

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の現状

#### (1) 生活排水処理形態別人口

平成 22 年度の生活排水処理形態別人口を表 6-1 に示します。本区の下水道普及率は既に 100%となっていますが、合併処理浄化槽が 10 基、単独処理浄化槽が 1 基、くみ取りが 61 戸残存しており、下水道利用率は 99.97%となっています。

これを第 2 次計画で示されている平成 16 年度と比較すると、単独処理浄化槽が 135 基から 1 基に大幅に減少したほか、くみ取り戸数も 121 戸から 61 戸に半減しており、生活排水の全てを下水道で処理するという基本方針に限りなく近づいている状況と言えます。

表 6-1 生活排水処理形態別人口

	H16	H 22
a 計画処理区域内人口（人）	522,365	535,759
b 公共下水道使用人口※（人）	521,846	535,597
c 公共下水道利用率（%）	99.90%	99.97%
d 浄化槽設置基数	136	11
合併処理浄化槽（基）	1	10
単独処理浄化槽（基）	135	1
e くみ取り戸数（戸）	121	61

※ b 公共下水道使用人口 = a - (d + e) × 1 世帯あたりの人口

#### (2) 生活排水の処理主体

生活排水の収集運搬、処理処分主体を表 6-2 に示します。家庭から排出されるくみ取りし尿は板橋東清掃事務所で収集を行い、浄化槽汚泥やし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は一般廃棄物許可業者による収集となっています。

収集されたし尿等は品川清掃作業所（東京二十三区清掃一部事務組合）に搬入されます。ここで固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈して下水道に放流しています。

なお、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥は民間施設での処理が原則ですが、後者については一部を品川清掃作業所で受け入れています。

また、近年集合住宅を中心に「ディスポーザ排水処理システム」の設置が増加していますが、ディスポーザ汚泥については浄化槽汚泥に準じて処理しています。

表 6-2 し尿、浄化槽汚でい等の処理主体（平成 23 年 4 月現在）

		収集、運搬	処理、処分
家庭系	くみ取りし尿	区	清掃一組 <sup>1)</sup>
	浄化槽汚でい ディスポーザ汚でい	許可業者 <sup>2)</sup>	
事業系	事業系し尿	許可業者 <sup>2)</sup>	許可業者 <sup>3)</sup>
	し尿混じりの ビルピット汚でい		許可業者 <sup>3)</sup> ・清掃一組 <sup>1)</sup>

1) 東京二十三区清掃一部事務組合

2) 一般廃棄物収集運搬業者

3) 一般廃棄物処理業者

## 2 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理方針

下水道の使用率 100%を目指します。

### (2) 浄化槽の適正管理

浄化槽の機能を維持するため、浄化槽管理者に対する定期的な保守点検、清掃の実施指導を徹底します。浄化槽清掃業者に対しても適切な指導を行っていきます。

### (3) し尿の収集運搬及び処分

下水道使用率 100%が達成されるまでの間、し尿の収集は区が実施し、処分は品川清掃作業所が所有する下水道投入施設を利用した共同処理とし、残さは焼却、埋立処分します。

なお、本区の板橋東清掃事務所での収集は文京区、豊島区、北区の家庭系し尿も併せて収集していますが、くみ取り世帯の減少に応じた効率的収集を図っていきます。

### (4) 事業者責任の徹底

事業活動に伴って排出されるビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については、事業者の自己処理責任の徹底を図ります。

# 資料編

## 1 計画策定の検討体制

### (1) 板橋区資源環境審議会

#### 板橋区資源環境審議会の概要

目的・役割	<p>○区長の付属機関であり、板橋区の環境に関する事項に対し、区長の諮問に応じ、調査審議の後、答申します。環境に関する施策の進捗結果やそれに対する区民等の意見を踏まえ、幅広い見地から環境に関する事項を審議し、区長に提言等を行います。</p> <p>○具体的には、主に以下の役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区が定める資源及び環境に関する計画の策定及び変更に関すること</li><li>・資源及び環境に関する区の主要な施策に関すること</li><li>・資源及び環境施策の報告に関すること</li><li>・そのほか、資源及び環境の施策を推進するために必要と認める事項</li></ul>
構成	学識経験者、地域団体等の代表者（板橋区町会連合会、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋区資源リサイクル事業協同組合、東京あおば農業協同組合、板橋区婦人団体協議会、東京都環境衛生事業協同組合板橋支部）、区民（公募）、区議会議員、関係行政機関の職員（環境省・東京都）、区職員（副区長）により構成されます。

### (2) 板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会

#### 清掃・リサイクル部会の概要

目的・役割	特定の事項を調査審議するために、資源環境審議会の下に設置される検討部会で、主に一般廃棄物処理基本計画の策定に関する調査審議を行い、その経過及び結果を資源環境審議会に報告します。
構成	資源環境審議会会長が指名する資源環境審議会委員、学識経験者、地域団体等の代表者（板橋区町会連合会、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋区資源リサイクル事業協同組合、東京あおば農業協同組合、板橋区婦人団体協議会、東京都環境衛生事業協同組合板橋支部）、区民（公募）、関係行政機関の職員（東京都）により構成されます。

### 板橋区資源環境審議会の構成

氏名		団体・役職
会長	大西隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
副会長	三橋規宏	千葉商科大学政策情報学部名誉教授
委員 (副会長)	平山義康*	大東文化大学環境創造学部教授
委員 (会長)	石垣智基*	独立行政法人国立環境研究所主任研究員
委員	石田彪*	板橋区町会連合会副会長（～平成23年7月7日）
委員	山口邦代*	板橋区町会連合会副会長（平成23年7月8日～）
委員	坂本大太郎*	板橋産業連合会副会長
委員	須藤徹*	板橋区商店街連合会副会長
委員	中尾美佐男*	東京商工会議所板橋支部建設副分科会長
委員	皆川三彦*	板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長
委員	立石清秀*	東京あおば農業協同組合代表理事専務
委員	手島有哉子*	板橋区婦人団体協議会ホームヘルプ部部長
委員	小泉雅義*	東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部長
委員	鈴木和貴*	区民代表
委員	内田ユリ子*	区民代表
委員	内野徳宏*	区民代表
委員	杉田ひろし	板橋区議会議員
委員	川口雅敏	板橋区議会議員
委員	はぎわら洋一	板橋区議会議員
委員	竹内愛	板橋区議会議員
委員	高橋正憲	板橋区議会議員
委員	苦瀬雅仁	環境省総合環境政策局環境計画課長（～平成23年10月2日）
委員	加藤庸之	環境省総合環境政策局環境計画課長（平成23年10月3日～）
委員	今井正美*	東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長
委員	安井賢光	板橋区副区長
幹事		
幹事：政策経営部長、資源環境部長*、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長 事務局：環境保全課長*、清掃リサイクル課長*、板橋東清掃事務所長*、板橋西清掃事務所長*、 エコポリスセンター所長*、みどりと公園課長		

※清掃・リサイクル部会の構成員

### (3) 「エコポリス板橋」推進本部

#### 「エコポリス板橋」推進本部の概要

<p>目的・役割</p>	<p>○庁内の推進体制として、全課を横断し環境関連計画の策定および進行管理、また環境全般に関する施策の推進を行います。</p> <p>○具体的には主に以下の役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課で取り組む環境全般に係る施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発</li> <li>・周辺市区町村や都、国等と協働して取り組む施策・事業の実施と板橋区から周辺市区町村等に対する情報の発信</li> <li>・各課で取り組む施策・事業についての点検・評価</li> <li>・施策・事業の点検・評価結果のとりまとめ、公表</li> <li>・区民、地域協議会、資源環境審議会からの意見等を踏まえ、次年度以降の取り組みの見直しに反映</li> </ul>
<p>構成</p>	<p>区長を本部長とし、副区長・教育長を副本部長、各部長を本部員として組織します。また、推進本部の下に課長級の幹事会を設置します。</p> <p>本部長　：区長</p> <p>副本部長：副区長、教育長</p> <p>本部員　：政策経営部長、総務部長、東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場長、区民文化部長、産業経済部長、健康生きがい部長、福祉部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長</p> <p>※幹事会（一般廃棄物処理基本計画の策定及びその実施状況に係わる進行管理に関することについて検討する場合）</p> <p>会長　　：資源環境部長</p> <p>幹事　　：政策経営部政策企画課長、政策経営部財政課長、総務部総務課長、東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃副工場長、区民文化部地域振興課長、産業経済部産業振興課長、資源環境部環境保全課長、資源環境部清掃リサイクル課長、資源環境部板橋東清掃事務所長、資源環境部板橋西清掃事務所長、資源環境部エコポリスセンター所長、土木部管理課長、教育委員会事務局庶務課長</p>

#### (4) 検討経過

計画策定に係る検討は、板橋区資源環境審議会、板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会、及び「エコポリス板橋」推進本部を中心に議論が進められてきました。

また、検討された内容に関してパブリックコメントを行い、区民・事業者等の方々を対象に広く意見を募集しました。

以下に一般廃棄物処理基本計画の改定に係る経緯を示します。

計画策定における検討経過

開催日	検討会名	検討内容
(平成 23 年) 3 月 28 日	第 34 回資源環境審議会	・板橋区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）の改定について（諮問）
5 月 20 日	第 1 回清掃・リサイクル部会	・現行計画の進捗状況について ・次期計画の主要課題について
6 月 17 日	第 2 回清掃・リサイクル部会	・次期計画における課題と施策の方向性 （家庭ごみ有料化に向けた取り組みについて、廃プラスチックの取り扱いについて）
7 月 8 日	第 3 回清掃・リサイクル部会	・次期計画における課題と施策の方向性 （新たなごみ減量施策の検討・推進）
7 月 29 日	第 4 回清掃・リサイクル部会	・中間報告案について
8 月 10 日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	・中間報告案について
8 月 25 日	「エコポリス板橋」推進本部	
10 月 12 日	第 35 回資源環境審議会	
11 月 4 日	第 5 回清掃・リサイクル部会	・計画骨子案について
11 月 22 日	第 6 回清掃・リサイクル部会	・計画素案について
12 月 10～26 日	パブリックコメント（意見募集）	・板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）素案
12 月 26 日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	・最終答申案について
(平成 24 年) 1 月 10 日	「エコポリス板橋」推進本部	
1 月 18 日	第 36 回資源環境審議会	
2 月 8 日	「エコポリス板橋」推進本部幹事会	・答申について
2 月 17 日	「エコポリス板橋」推進本部	
3 月 1 日	第 37 回資源環境審議会	
3 月 1 日	第 37 回資源環境審議会	・板橋区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）の改定について（答申）

## 2 環境都市宣言等

### (1) 「エコポリス板橋」環境都市宣言

#### 「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市活動は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するために 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

1. 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
2. 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
3. 私たちは みどりや水 空気を大切に守り様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成5年4月1日 板橋区

## (2) 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

平成 11 年 12 月 1 日東京都板橋区条例第 49 号  
改正

平成 12 年 11 月 24 日条例第 63 号

平成 14 年 10 月 23 日条例第 38 号

平成 15 年 10 月 20 日条例第 34 号

平成 16 年 3 月 11 日条例第 24 号

平成 17 年 12 月 20 日条例第 51 号

平成 19 年 11 月 1 日条例第 38 号

目次

前文

第 1 章 総則

第 1 節 通則（第 1 条・第 2 条）

第 2 節 区長の責務等（第 3 条—第 10 条）

第 3 節 事業者の責務（第 11 条）

第 4 節 区民の責務（第 12 条）

第 2 章 廃棄物の発生抑制及び再利用の促進

第 1 節 区長が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等（第 13 条・第 14 条）

第 2 節 事業者が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等（第 15 条—第 22 条）

第 3 節 区民が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等（第 23 条・第 24 条）

第 3 章 廃棄物の適正な処理

第 1 節 通則（第 25 条—第 28 条）

第 2 節 適正処理困難物の抑制（第 29 条—第 31 条）

第 3 節 一般廃棄物の処理（第 32 条—第 46 条）

第 4 節 産業廃棄物の処理（第 47 条—第 49 条）

第 5 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置（第 50 条）

第 4 章 手数料等（第 51 条—第 65 条）

第 5 章 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果の縦覧等の手続（第 65 条の 2—第 65 条の 5）

第 6 章 地域環境の清潔保持（第 66 条—第 70 条）

第 7 章 雑則（第 71 条—第 75 条）

第 8 章 罰則（第 76 条—第 79 条）

付則



廃棄物をめぐる問題は、今や地域における適正な処理という次元を超え、地球的な規模での環境保全と資源の有効利用を図る観点から、適切な取り組みが求められている。わたしたちの経済社会システムそのものが、大量生産、大量消費、大量廃棄の過程で、地球温暖化、資源の枯渇、環境汚染等の深刻な問題を発生させているからである。

わたしたちは、廃棄物が地球資源から生まれ、また貴重な資源になり得ることを念頭に置き、生活の様式や経済の仕組み等を見直し、経済社会システムを循環型に変えていく必要がある。そして、かけがえのない地球環境を将来の世代に引き継がなければならない。

そのためには、資源の採取、生産、流通及び消費のすべての段階で廃棄物の発生を抑制することが重要である。そのうえで発生する廃棄物は、資源として循環する仕組みを整備して再利用を図り、最終的に処分するものについては、適正な処理を行う必要がある。そして、循環や処理の過程における環境への負荷をできる限り低減しなければならない。

板橋区が廃棄物にかかる事業を実施するにあたり、区民、事業者及び区は、互いに情報を共有し、公平な役割分担と緊密な連携、協働のもとに、人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### 第1節 通則

#### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

一部改正〔平成12年条例63号〕

### 第2節 区長の責務等

#### (基本的責務)

第3条 区長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、効率的な運営をしなければならない。

3 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業に関する情報の提供)

第5条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、事業の執行及び環境への負荷に関する状況を常に区民に明らかにしなければならない。

2 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民及び事業者の活動に資するため、その活動内容その他の廃棄物に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(区民及び事業者の意見反映)

第6条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理について、区民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

(東京都板橋区資源環境審議会への諮問)

第7条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、東京都板橋区資源環境審議会条例(平成9年板橋区条例第30号)に基づく東京都板橋区資源環境審議会に諮らなければならない。

(リサイクル推進員)

第8条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に熱意と見識を有する者のうちから、リサイクル推進員を委嘱する。

2 リサイクル推進員は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理等のため、区の施策への協力その他の必要な活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、リサイクル推進員について必要な事項は、区長が定める。

(顕彰)

第9条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、功績があったと認められる区民、事業者及びこれらの者で構成する団体を顕彰することができる。

(協力等)

第10条 区長は、区民及び事業者と連携し、協働して廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に努めなければならない。

2 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

### 第3節 事業者の責務

第11条 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減に努めるとともに、自らの責任においてその事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理をしなければならない。

2 事業者は、前項の取り組みに関し、自ら必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、区の施策に協力しなければならない。

#### 第4節 区民の責務

第12条 区民は、環境に配慮した生活をするとともに、廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等に努めなければならない。

2 区民は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、区の施策に協力しなければならない。

## 第2章 廃棄物の発生抑制及び再利用の促進

### 第1節 区長が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等

(資源物収集、再利用等)

第13条 区長は、廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画を定めなければならない。

2 区長は、資源物（区長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。）の収集等を行うことにより、廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

3 区長は、物品の調達に当たっては、再生品等の環境に配慮した製品を選択する等により、自ら廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例24号〕

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第14条 区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めなければならない。

### 第2節 事業者が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等

(事業系廃棄物の発生抑制及び再利用の促進)

第15条 事業者は、資源の有効活用等により、事業系廃棄物の発生を抑制しなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別を徹底し、その活用方法を開発する等、事業系廃棄物の再利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同法第2条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例63号〕

(再利用の容易性の自己評価等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第 18 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第 19 条 事業用の大規模建築物で、板橋区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 20 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第 21 条 区長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第 22 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の

規定による公表をされた後において、なお、第 20 条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### 第 3 節 区民が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等

(自主的行動)

第 23 条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により、再利用を促進しなければならない。

2 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、資源の有効利用に努めなければならない。

(包装、容器等の廃棄物の発生抑制等)

第 24 条 区民は、商品の購入等に際しては、適正な包装、容器等を選択すること等により、廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に努めなければならない。

## 第 3 章 廃棄物の適正な処理

### 第 1 節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第 25 条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。ただし、特定家庭用機器廃棄物については、この限りでない。

一部改正〔平成 12 年条例 63 号〕

(事業系廃棄物の処理)

第 26 条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の処理)

第 26 条の 2 区民及び事業者は、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡さなければならない。

2 区長は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう、必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成 12 年条例 63 号〕

(事業者の中間処理義務)

第 27 条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第 28 条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなけ

ればならない。

## 第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第30条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等による回収義務)

第31条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項で指定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力するものとする。

4 区長は、第2項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

## 第3節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第32条 区長は、規則で定めるところにより一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 区長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

(処理)

第33条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

一部改正〔平成17年条例51号〕

(計画遵守義務等)

第34条 土地又は建築物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第4章、第72条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建築物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別し、規則で定める各別の容器又は袋（以下「容器等」という。）に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器等及び当該容器等を持ち出しておく所定の場

所を常に清潔にしておかなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 24 号〕

(資源物の帰属)

第 34 条の 2 前条第 1 項の規定により所定の場所に持ち出された資源物の所有権は、区に帰属する。この場合において、区長が指定する事業者以外のものは、区に帰属する資源物を収集し、又は運搬してはならない。

追加〔平成 16 年条例 24 号〕

(粗大ごみの排出)

第 35 条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第 52 条第 1 項に規定する有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

2 占有者が区長の指定する施設に粗大ごみを運搬して排出するときの手続は、規則で定める。

一部改正〔平成 17 年条例 51 号〕

(事業系一般廃棄物等の排出)

第 36 条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）

又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは容器に収納する容量に、袋で排出するときは収納する袋の容量に相当する第 53 条第 1 項に規定する有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第 37 条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第 38 条 占有者は、その土地又は建築物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第 39 条 区長は、占有者が第 34 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(事業者の処理)

第40条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める処理の基準に従わなければならない。

一部改正〔平成17年条例51号〕

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第41条 事業者は、その建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第42条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別して排出するよう命ずることができる。

一部改正〔平成16年条例24号〕

(事業者に対する運搬等の命令)

第43条 区長は、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第44条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第45条 区長は、事業者が第40条又は第41条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(準用)

第46条 第33条第1項、第34条、第34条の2及び第37条から第39条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

一部改正〔平成16年条例24号〕

#### 第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第47条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。



2 区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理については、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第 48 条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第 49 条 第 33 条、第 34 条、第 39 条、第 41 条、第 42 条及び第 45 条（第 40 条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。）の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

#### 第 5 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第 50 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

#### 第 4 章 手数料等

全部改正〔平成 17 年条例 51 号〕

(廃棄物処理手数料)

第 51 条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬をしたときは 1 日平均 10 キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した占有者又は臨時に排出した占有者から、粗大ごみの収集及び運搬をするとき又は区長の指定する施設に運搬して排出された粗大ごみの運搬をするときは粗大ごみを排出する占有者から、別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成 17 年条例 51 号〕

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第 52 条 区長は、前条第 1 項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第 53 条 区長は、第 51 条第 2 項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（臨時に排出する事業者を除く。）に有料ごみ処理券を交付する。

2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第 54 条 区長は、第 38 条（第 46 条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に定める動物死体処理手数料を徴収する。

一部改正〔平成 17 年条例 51 号〕

(手数料の減免)

第 55 条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 51 条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第 56 条 区長は、第 51 条の廃棄物処理手数料又は第 54 条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後 20 日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項に規定する督促状には、その発行の日から 15 日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第 57 条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000 円未満の端数があるとき、又は 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第 58 条 第 51 条の廃棄物処理手数料又は第 54 条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第 59 条から第 64 条まで 削除

削除〔平成 17 年条例 51 号〕

(許可申請手数料等)

第 65 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けようとする者 1 万 5,000 円
- (2) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者 3,000 円
- (3) 法第 7 条第 2 項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新を受けようとする者 1 万円
- (4) 法第 7 条第 6 項の規定に基づき一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者 1 万 5,000 円
- (5) 法第 7 条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者 3,000 円
- (6) 法第 7 条第 7 項の規定に基づき一般廃棄物の処分の業の許可の更新を受けようとする者 1 万円
- (7) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1 万円
- (8) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1 万円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が、東京都の特別区（板橋区を除く。）において既に法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集及び運搬の業の許可を受けた者であるときは、手数料を納付することを要しない。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の運搬（区長の指定する処理施設への区長の指定する一般廃棄物の運搬に限る。）のみの業の許可を受けようとする者
- (2) 法第 7 条第 2 項の規定に基づき一般廃棄物の運搬（区長の指定する処理施設への区長の指定する一般廃棄物の運搬に限る。）のみの業の許可の更新を受けようとする者

全部改正〔平成 17 年条例 51 号〕

## 第 5 章 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果の縦覧等の手続

追加〔平成 14 年条例 38 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 51 号〕

（対象となる施設の種類）

第 65 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設とする。

追加〔平成 14 年条例 38 号〕

（縦覧等の告示）

第 65 条の 3 区長は、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとする

きは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成 14 年条例 38 号〕

(縦覧の場所及び期間)

第 65 条の 4 調査書の縦覧の場所は、区長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 前項の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して 1 月間とする。

追加〔平成 14 年条例 38 号〕

(意見書の提出先及び提出期限)

第 65 条の 5 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による意見書の提出先は、区長が第 65 条の 3 の規定による告示において指定するものとする。

2 前項の意見書の提出期限は、前条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までとする。

追加〔平成 14 年条例 38 号〕

## 第 6 章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第 66 条 土地又は建築物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建築物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第 67 条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第 68 条 前条第 1 項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第 69 条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第 70 条 区長は、前 3 条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

## 第7章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第71条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第72条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第73条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立入り、廃棄物管理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第74条 前条第1項の規定による立入検査及び廃棄物管理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(委任)

第75条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

第76条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第42条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (3) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第50条第3項の規定による命令に違反した者

第77条 第39条(第46条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第78条 第50条第1項の規定による届出をしなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

全部改正〔平成17年条例51号〕

第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年東京都条例第140号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては区長のした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して、報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)

4 この条例の施行前に都条例第58条の2又は第58条の3の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、この条例の施行日以後3月の間は、区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第52条又は第53条に基づき区長が交付したものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第57条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

6 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料について、この条例の施行日以後6年の間、区長は、規則で定めるところにより、第65条第1号から第4号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

(東京都板橋区資源の有効利用の推進に関する条例の廃止)

7 東京都板橋区資源の有効利用の推進に関する条例（平成4年板橋区条例第60号）は、廃止する。

(東京都板橋区資源環境審議会条例の一部改正)

8 東京都板橋区資源環境審議会条例(平成9年板橋区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1号及び第2号中「資源及び環境」を「資源及び廃棄物並びに環境」に改め、同条第3号中「資源及び環境施策」を「資源及び廃棄物並びに環境の施策」に改め、同条第4号中「資源及び環境」を「資源及び廃棄物並びに環境」に改める。

付 則(平成12年11月24日条例第63号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第63条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年10月23日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年10月20日条例第34号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年3月11日条例第24号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年12月20日条例第51号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に申請又は届出を受理しているものに係る一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可、事業の範囲の変更の許可及び許可証の再交付については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定による一般廃棄物処理業の許可その他の処分を受けたものとみなす。

(1) この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定による一般廃棄物処理業の許可その他の処分を受けている者

(2) 前項の規定によりなお従前の例によることとされる一般廃棄物処理業の許可その他の処分を受ける者

4 この条例の施行前に、次の各号に掲げる規定のいずれかに該当することとなった一般廃棄物処理業の許可を受けた者に対する当該各号に定める処分については、なお従前の例による。

(1) 旧条例第63条各号 事業の全部若しくは一部の停止又は区長の指定する処理施設への搬入の禁止

(2) 旧条例第63条の2第1項各号 許可の取消し

(3) 旧条例第 63 条の 2 第 2 項各号 許可の取消し

- 5 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成 19 年 11 月 1 日条例第 38 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 6 項の規定は公布の日から、付則第 7 項の規定は平成 20 年 3 月 21 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表 1 の部 1 の項及び 2 の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に区長が収集及び運搬を行うものについて適用し、同日前に区長が収集及び運搬を行ったものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成 20 年 4 月 30 日までの間に、付則第 5 項の規定によりなお使用することができる有料ごみ処理券を添付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表 1 の部 3 の項及び 4 の項の規定は、施行日以後に収集の申告がなされるものについて適用し、同日前に収集の申告がなされたものについては、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に交付されている有料ごみ処理券（付則第 7 項の規定に基づき交付されている有料ごみ処理券を除く。）については、施行日から平成 20 年 4 月 30 日までの間に区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。
- 6 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 7 施行日以後の収集及び運搬に係る新条例別表 1 の部 2 の項の規定に係る有料ごみ処理券の交付は、施行日前においても行うことができる。



別表（第 51 条・第 54 条関係）

1 廃棄物処理手数料

	区分	手数料
1	1 日平均 10 キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した占有者	1 日平均 10 キログラムを超える量 1 キログラムにつき 32 円 50 銭
2	事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1 キログラムにつき 32 円 50 銭 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10 リットルまでごとに 61 円
3	臨時に排出した占有者又は事業者	1 キログラムにつき 32 円 50 銭
4	粗大ごみ（区長の指定する施設に運搬して排出されるものを除く。）を排出する占有者	2,200 円を限度として粗大ごみの品目別に規則で定める額（以下「品目別額」という。）
5	区長の指定する施設に粗大ごみを運搬して排出する占有者	品目別額の総額の 2 分の 1 の額（この額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）
6	区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1 キログラムにつき 9 円 50 銭

2 動物死体処理手数料

動物の死体	1 頭につき 2,600 円
-------	----------------

一部改正〔平成17年条例51号・19年38号〕

### 3 用語集

括弧内は初出ページです。

あ行	
ISO14001；あいえずおー ～ (p.58)	環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称です。企業や公共団体などの組織が環境保全に取り組むときの管理体制について規定しています。
エコマーク (p.56)	環境への負荷が少ない、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマークで 1990 年に導入されました。メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許されるものです。
NPO（えぬ・ぴー・おー） (p.51)	「非営利団体（Non-profit Organization）」の略称で、社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体等をいいます。
温室効果ガス (p.47)	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、フロンガスなどがあります。
か行	
拡大生産者責任 (p.56)	生産者の責任を製品の廃棄後の段階にまで拡大する考え方で、英語表記の Extended Producer Responsibility の頭文字を取り、EPR とも呼ばれています。  OECD のガイドンスマニュアルによれば、EPR の特徴は、製品使用後の責任を市町村から上流の生産者に移すことにより、製品の企画・設計段階における環境配慮を生産者に促すことにありますが、どの程度の責任を上流部に移すかについては、各国の判断に委ねられています。
環境基本計画 (p.6)	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、平成 5 年制定の環境基本法に基づき策定されています。
さ行	
雑がみ (p.35)	リサイクル可能な投げ込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などを指します。公益財団法人古紙再生促進センターでは、「家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの」と定義しています。

<b>資源有効利用促進法</b> (p.6)	平成 13 年 4 月に施行された主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコンなどの使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品などの再利用を促進しようというものです。
<b>循環型社会形成推進基本法</b> (p.6)	平成 12 年に制定された、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すための基本方針を定めた法律です。廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にし、3R の優先順位を定めるといった点が特徴です。
<b>浄化槽</b> (p.67)	し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を合併処理浄化槽、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。浄化槽法（1983）の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえれば合併浄化槽を意味するようになっていきます。
<b>食品リサイクル法</b> (p.59)	平成 12 年に制定された、食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律です。正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といいます。
<b>3R（すりーあーる）</b> (p.13)	平成 12 年 6 月に施行された循環社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce；リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse；リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する（Recycle；リサイクル）とされています。
<b>最終処分</b> (p.23)	廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められており、遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場の三つのタイプに分けられています。
<b>生活排水</b> (p.5)	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水といいます。
<b>た行</b>	
<b>中間処理</b> (p.23)	収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般を言います。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがあります。

デポジット制度 (p.57)	製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度です。
<b>な行</b>	
生ごみ処理機 (p.25)	生ごみを処理するための家電製品で、微生物により分解する方式と、温風などにより乾燥させる方式とがあります。
生ごみコンポスト容器 (p.25)	生ごみを堆肥にするための容器で、土の上や地中に設置するものや密閉式の容器があります。
<b>は行</b>	
PDCA サイクル（ピーデーシーイー） (p.47)	計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図る考え方です。環境管理に関する国際規格 ISO14000 にも採用されています。
プラスチック製容器包装 (p.32)	容器包装リサイクル法（1995）でメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、先行して法の対象とされたペットボトルを除くプラスチック製のものをいいます。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもあります。資源有効利用促進法（1991）に基づく「指定表示製品」として識別マークがつけられることとされています。
<b>や行</b>	
溶融スラグ (p.64)	焼却灰などを 1300℃以上の高温で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質にしたものです。スラグは路盤材やコンクリート減量として利用できます。
容器包装リサイクル法 (p.4)	正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成 7 年に制定された容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 品目です。
<b>ら行</b>	
リターナブルびん (p.56)	一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんを言います。

レアメタル・レアアース  
(p.64)

レアメタルは産出量が少ない希少金属のことで、プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなどが代表的です。携帯電話など身近な電子機器に使用されています。

「レアアース」は、「希土類元素」の酸化物や塩化物のことで、ハイブリッドや電気自動車のモーターや自動車の排出ガス浄化用触媒として使用されるなど、ハイテク製品に欠かせない物となっています。

参考資料：「EIC ネット 環境用語集」(財)環境情報普及センター